



秋田県公報

目 次

ページ

総務部公告	
総務部公告(五)	1

監 査 委 員 公 告

監査委員公告第5号

平成17年秋田県告示第397号で告示された外部監査契約について、外部監査人から
 監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)
 第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年3月10日

秋田県監査委員	富	櫻	博	之
秋田県監査委員	山	江	宗	祐
秋田県監査委員	地	田	昭	郎
秋田県監査委員	菊	地	康	男

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (082) 8766 FAX (083) 0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

平成 17 年度

秋田県包括外部監査報告書

秋田県包括外部監査人

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

目 次

第1	監査の概要	3
1	監査の種類	3
2	監査の対象	3
3	監査の対象年度	3
4	選定した理由	3
5	監査の方法	4
6	監査従事者	4
7	監査実施期間	4
8	外部監査人の独立性（利害関係）	4
第2	監査対象の概要	5
1	監査対象の概要	5
2	職種別平均給与月額	6
3	手当・特殊勤務手当の支給額	7
(1)	支給額	7
(2)	監査結果及び意見に記載のない手当の概要	9
第3	監査結果及び意見	16
1	住居手当	16
2	勤勉手当	17
3	寒冷地手当	19
4	特地勤務手当等及びへき地手当等	20
5	時間外勤務手当	22
6	管理職手当	24
7	特殊勤務手当	27
(1)	県税業務手当	27
(2)	知的障害児等指導補助業務手当等の支給額が僅少な手当	28
(3)	放射線取扱手当	30
(4)	職業訓練手当	31
(5)	特殊現場作業手当	32
(6)	病虫害防除手当	34
(7)	用地交渉等手当	35
(8)	ダム管理・建設業務手当	37
(9)	講師手当	38
(10)	警察職員手当	39
①	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕若しくは護送等の作業	39
②	電話交換作業	40

③	留置管理作業.....	40
④	道路において行う運転免許技能試験作業.....	41
⑤	術科指導作業.....	41
8	農林漁業普及指導手当	42
9	教職調整額	43
10	定時制通信教育手当.....	44
11	産業教育手当	45
12	義務教育等教員特別手当	47
13	企業業務手当	48
14	諸手当の改定について	49

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号。以下、「法」という。）第252条の27第2項に基づく「包括外部監査」である。

2 監査の対象

監査の対象は、秋田県職員の諸手当についてである。

3 監査の対象年度

平成16年度（平成16年4月1日から平成17年3月31日）を監査の対象年度とし、必要な範囲で過年度にさかのぼった。

4 選定した理由

秋田県の人件費は、普通会計の約25%を占める重要な項目である。中でも、職員の諸手当については、民間企業が人件費をはじめ、徹底的なコスト削減を図っている中で、民間企業に比べて手厚いとの批判が多いこと、また、近年、他の自治体においても、諸手当について積極的な改革がなされており、秋田県においてもこれを見直すことが県民にとって大きな関心事であると考えられることにより、監査の対象として選定した。

5 監査の方法

(1) 監査の視点

秋田県職員に対して支給されている手当が、

- ① 法第 2 条第 14 項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
 - ② 法第 2 条第 15 項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか
 - ③ 関係法令に基づき適正に行われているか
- 等に留意し、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

(2) 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係資料及び関係帳簿の閲覧
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ その他必要と認められた監査手続

6 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 大坪 秀憲

包括外部監査人補助者

公認会計士 萩野 眞司

会計士補 武村 展英

7 監査実施期間

平成 17 年 7 月 25 日から平成 17 年 12 月 7 日まで

8 外部監査人の独立性（利害関係）

秋田県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

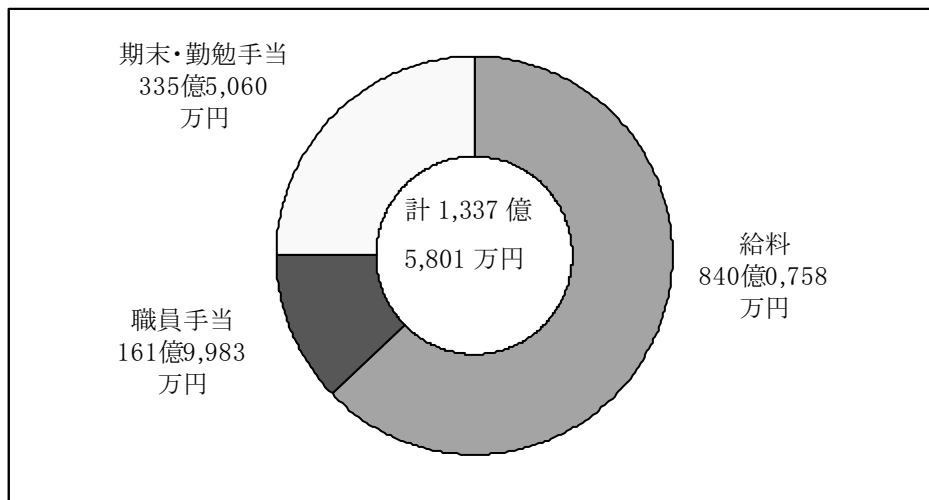
第2 監査対象の概要

1 監査対象の概要

秋田県の職員には、給料表に定められた「給料」に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を加えた「給与」が支給されている。下の図は、平成16年度予算の中で、給与に占める職員手当の額を示している。

下のように、予算ベースでは、給与総額1,337億5,801万円のうち、職員手当（期末・勤勉手当を除く。）は161億9,983万円であり、約12%を占めている。

図 職員給与費の内訳（平成16年度一般会計予算）



(注) 職員手当には退職手当を含まない。

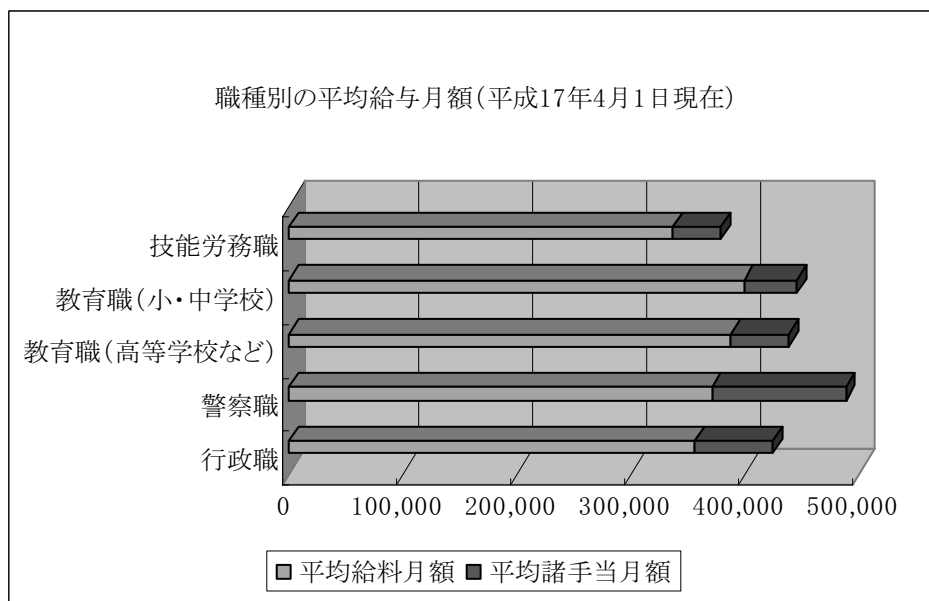
2 職種別平均給与月額

職種別に給与月額を見ると、下の表のとおりである。職員手当については、職種により、技能労務職の約 4 万円から警察職の約 12 万円まで、支給に開きがある。

表 職種別の平均給与月額と平均年齢(平成 17 年 4 月 1 日現在)

職種	平均給料月額	職員手当	平均給与額	平均年齢
一般行政職	355,599 円	64,458 円	424,057 円	42 歳 6 月
警察職	370,727 円	117,579 円	488,306 円	42 歳 5 月
教育職(高校)	387,562 円	50,802 円	438,364 円	41 歳 4 月
教育職(小・中)	398,742 円	46,114 円	444,856 円	42 歳 6 月
技能労務職	336,627 円	42,705 円	379,332 円	46 歳 11 月

図 職種別の平均給与月額



3 手当・特殊勤務手当の支給額

(1) 支給額

平成 16 年度の手当・特殊勤務手当の支給実績は以下のとおりである。

普通会計（平成 16 年度決算）

手当・特殊勤務手当の種類	支給延べ人数（人）	支給総額（年額）（千円）
給料の調整額	17,145	378,470
教職調整額	112,244	1,597,863
扶養手当	124,266	2,251,296
通勤手当	180,996	1,832,121
単身赴任手当	8,242	200,127
住居手当	108,309	1,068,228
期末手当	35,346	22,684,530
勤勉手当	34,849	10,429,044
寒冷地手当	52,311	1,702,989
調整手当	793	31,549
特地勤務手当等	671	22,895
へき地手当等	5,544	160,979
時間外勤務手当	60,213	2,145,741
休日勤務手当	16,982	455,806
夜間勤務手当	10,277	103,524
管理職員特別勤務手当	577	7,496
宿日直手当	20,116	445,593
管理職手当	30,878	1,805,484
県税業務手当	1,650	28,459
社会福祉業務手当	1,018	12,001
知的障害児等指導補助業務手当	24	8
精神保健業務手当	693	194
防疫等業務手当	2,078	1,295
放射線取扱手当	314	88
夜間看護等手当	4,581	14,246
公害防止等業務手当	1,093	306
有害薬剤等取扱手当	6,318	1,832
特殊現場作業手当	624	196
温室内作業手当	972	272
病虫害防除手当	132	4,373

家畜保健衛生手当	373	4,663
種雄家畜取扱等作業手当	2,530	708
乗船作業手当	714	271
潜水手当	829	71
火薬類等取締手当	223	62
職業訓練手当	459	13,533
用地交渉等手当	2,132	1,610
道路上作業手当	6,871	2,061
災害応急作業等手当	—	—
ダム管理・建設業務手当	977	10,841
講師手当	2,001	800
航空手当	106,389	10,185
学校職員手当	1,870	542
教育業務連絡指導手当	521,490	104,298
多学年学級担当手当	18,695	5,422
警察職員手当	87,717	241,692
早出勤務手当	137	38
農用機械機具操作手当	3,561	997
廃鶏処理作業手当	—	—
公用自動車整備管理業務手当	96	480
特殊自動車運転手当	1,296	363
除雪作業手当	19	6
初任給調整手当	267	50,962
定時制通信教育手当	1,140	63,405
産業教育手当	4,740	183,468
農林漁業普及指導手当	2,557	88,461
災害派遣手当	—	—
武力攻撃災害等派遣手当	—	—
教員特殊業務手当	138,673	177,407
義務教育等教員特別手当	118,216	1,614,720

公営企業特別会計（平成 16 年度決算）

特殊勤務手当の種類	支給延べ人数（人）	支給総額（年額）（千円）
社会福祉業務手当	72	850
精神保健業務手当	—	—
放射線取扱手当	770	216
夜間看護等手当	23,153	69,277

解剖補助作業手当	5	3
救急自動車乗務手当	35	10
手術補助作業手当	10	3
救急自動車運転手当	26	9
特殊現場作業手当	66	18
用地交渉等手当	—	—
企業業務手当	783	11,197
特殊自動車運転手当	—	—
道路上作業手当	111	33

(2) 監査結果及び意見に記載のない手当の概要
普通会計（平成16年度）

手当の名称	手当の支給対象	手当の支給額
給料の調整額	職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べ著しく特殊な職を占める職員に対して支給する。	支給額＝調整基本額×調整数
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する。 1. 配偶者 2. 配偶者以外 (1) 2人まで (2) (1)以外 (3) 扶養親族である子のうちに、15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合	1. 月額13,500円 2. (1)それぞれ月額6000円 (2)1人につき月額5000円 (3)一人につき月額5,000円を加算
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員及び自動車等を使用することを常例とする職員に対して支給する。 ・普通交通機関利用者 ① 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合 ア 1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合 イ 1箇月当たりの運賃相当額が55,000円超の場合 ② 回数券乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合 ・自動車等利用者	・普通交通機関利用者 ①ア 支給単位期間に対応する通用機関の定期券の価額イ 55,000×支給単位期間 ②通勤21回分の回数乗車券等の価額（上限55,000円） ・自動車等利用者（省略）
単身赴任手当	公署を異にする又は在勤する公署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員及びこれとの均衡上人事委員会規則で定める職員に対して支給する。	支給月額＝23,000円（基礎）＋加算額
期末手当	6月1日及び12月1日に在職する職員並びに基準日前1か月以内に退職、失職（成年被後見人・被保佐人となることによる失職に限る）又は死亡した職員に対し支給する。	支給額＝（給料の月額＋教職調整額＋扶養手当＋調整手当）＋職務加算額＋管理、監督職員加算額×期別支給割合×在職期間別割合
調整手当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給する。	支給月額＝（給料の月額＋教職調整額＋管理職手当＋扶養手当）×支給割合
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合、その実際に勤務した全時間に対して支給する。	支給額＝休日勤務1時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して支給する。	支給額＝休日勤務1時間当たりの給与額×25/100×夜間勤務時間数

管理職員特別勤務手当	管理職手当適用職員、秋田県立大学の学長、特定任期付職員及び任期付研究員条例第3条第1項職員（招へい研究員）が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に次の勤務に従事した場合に支給される。 ① 週休日等の日に処理することが必要な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務 ② 交替制勤務に従事する管理職員が祝日法による休日等又は年末年始の休日等に特に命ぜられて正規の勤務時間中に行う勤務	管理職手当の支給割合に応じて、 25/100の職員12,000円 20/100の職員10,000円 18/100の職員8,000円 12/100,14/100,16/100の職員6,000円 10/100,12/100の職員4,000円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される。	一般の宿日直勤務は4,200円 (通常の宿日直) (他は省略)
社会福祉業務手当	社会福祉に関する現業の業務又は指導監督の業務を行う職員が当該業務に従事したとき。 ① 福祉事務所に勤務する社会福祉に関する現業の業務又は指導監督の業務を行う職員（医療職給料表三適用者を除く。） ② 障害者相談センターに勤務する身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司 ③ 児童相談所に勤務する児童福祉司 ④ 女性相談所に勤務する相談及び調査の業務を行う職員	月額：11,800円
精神保健業務手当	職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による診療業務、立ち会い業務、護送業務若しくは訪問指導等に従事したとき又は保健所に勤務する保健師が訪問指導業務に従事したとき。	日額：280円
防疫等業務手当	① 保健所に勤務する職員が結核に関する診療若しくはその補助若しくは受付の業務に従事したとき（放射線照射作業に従事した時を除く。）又は在宅結核患者の家庭を訪問して行う療養若しくは看護の指導業務に従事したとき。 ② 職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護作業又は感染症の病原体に汚染されたもの若しくは汚染された疑いのあるものの処理作業に従事したとき。 ③ 職員が狂犬病の予防注射又は狂犬病にかかった犬若しくはその疑いのある犬若しくはこれらの犬にかまれた犬の捕獲、診断、と殺処分若しくは死体の検案の業務に従事したとき。	①日額：290円 ②日額：290円 ③日額：350円 (動物管理センターで狂犬病予防業務にもつばらに従事する職員 月額：12,500円)
夜間看護等手当	太平療育園に勤務する助産師、看護師、准看護師又は保育士が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等の業務に従事したとき。	4時間以上：1回 3,300円 2時間以上4時間未満：1回 2,900円 2時間未満：1回 2,000円
公害防止等業務手当	1 保健所に勤務する職員が浄化槽法第53条第2項の規定に基づく浄化槽の検査の業務に従事したとき。 2 環境政策課、環境整備課、保健所又は環境センターに勤務する職員が公害の防止に関する次の業務に従事したとき。 ① 工場又は事業場において行えばい煙、汚水又は悪臭の調査又は検査の業務 ② 農薬の空中散布が行われる場合における現場指導の業務 ③ 船上において行う海水の汚濁状況の調査の業務 ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務 ⑤ 地上10m以上の足場の不安定な個所において行う調査又は検査の業務 ⑥ 坑内において行う調査又は検査の業務	1 日額：280円 2 ①～④日額：280円 ⑤～⑥日額：320円

有害薬剤等取扱手当	<p>1 次の公署に勤務する職員が人体に有害な薬剤の取扱作業又は人体に有害なガスの発生を伴う作業に従事したとき（水田総合利用推進課、地域振興局農林部、消防学校、県立大学、保健所、総合生活文化会館、環境センター、地域農業改良普及センター、病虫害防除所、農業研修センター、農業試験場、果樹試験場、総合食品研究所、花き種苗センター、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター、工業技術センター、高度技術研究所、農業科学館及び農業に関する学科を置く高等学校）</p> <p>2 職員が人体に有害な塗料を使用する吹き付け塗装作業に従事したとき</p>	日額：290円
家畜保健衛生手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員が家畜保健衛生所法第3条第1項に規定する事務に従事したとき	月額：12,500円
種雄家畜取扱等作業手当	<p>1 職員が種雄の牛、馬又は豚の自然交配、精液採取若しくはこれらの作業の準備又は飼養管理のための当該家畜を御する作業に従事したとき</p> <p>2 職員が恒温室内における精液処理の作業に従事したとき</p>	日額：280円
乗船作業手当	<p>1 職員が船舶に乗り組み、漁業取締業務に従事したとき</p> <p>2 水産振興センターに勤務する職員（海事職員を除く。）が船舶に乗り組み、水産に関する調査、試験研究又は指導訓練の業務に従事したとき</p> <p>3 男鹿海洋高等学校に勤務する職員（海事職員を除く。）が船舶に乗り組み、指導訓練の業務に従事したとき</p> <p>4 海事職員が船舶に乗り組み、漁獲作業に従事したとき</p>	<p>1～3 日額：380円</p> <p>4 1 航海ごとの漁獲高の20/100を超えない範囲内で海事職員ごとに任命権者が定めた額</p>
道路上作業手当	地域振興局農林部、地域振興局建設部、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所、流域下水道事務所、秋田中央道路建設事務所及び港湾事務所に勤務する職員が、交通が遮断されていない道路上において行う道路の維持修繕の作業、測量の作業その他これらに類する作業に従事したとき	日額：300円
災害応急作業等手当	<p>1 次の公署に勤務する職員が①又は②の作業に従事したとき。農林水産部及び建設交通部の各課、地域振興局農林部、地域振興局建設部、秋田地域振興局八郎潟基幹施設管理事務所、仙北地域振興局仙北平野農村整備事務所、港湾事務所</p> <p>① 河川の堤防等で豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業等</p> <p>② 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し若しくは発生するおそれがあるため道路法第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路、若しくはその周辺において行う巡回監視、又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した個所若しくは発生するおそれの著しい個所で行う応急作業等</p> <p>2 警察職員が豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した個所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき</p>	<p>1 巡回巡視 日額：350円</p> <p>① 応急作業等 日額：530円</p> <p>②（夜間（日没時から日出時までの間）における作業の場合 50/100加算） （上記の場合で人事委員会が著しく危険であると認める区域で行う作業の場合 100/100加算）</p> <p>2 日額：840円（人事委員会が著しく危険であると認める作業の場合 100/100加算）</p>